

オーストラリアの炭素税に関する最新情報

背景

2011年10月12日、オーストラリアの「クリーンエネルギー」に関する19件の法案が下院で可決されました。このプロセスの次の段階としては、これらの法案が上院に提出され、政府が2011年年末までに上院で可決することを目指しています。

これは、他国の状況にかかわらずオーストラリア政府が公約した2020年までに炭素汚染を2000年度比5%削減することおよび世界的な取組内容によっては15%または25%削減することに矛盾するものです。

オーストラリア政府の見解としては、炭素価格の広範な支持を得ることが汚染を削減するために最も環境に効果的（かつ最も安価な）方法であると述べています。

本スキームの主な特徴についてのまとめ

開始日	この仕組みは2012年7月1日に開始されます。
価格	<p>最初の3年間は、汚染1トンあたりの炭素価格は固定され、炭素税と同様の運用となります。</p> <p>固定価格は、2012年7月1日から1トンあたり23ドルで開始されます。その後2年間は、オーストラリア準備銀行のインフレ目標値の中間値で年率2.5%のインフレ率を想定し、2年ごとに実質約2.5%増加します。炭素価格は2013-2014年度は1トンあたり24.15ドル、2014-15年度は1トンあたり25.40ドルになる見込みです。</p> <p>その後、2015年7月1日からはこの仕組みは、炭素価格が排出権取引スキーム上で完全に弾力的な価格による「キャップ・アンド・トレード」に切り替わり、マーケットで価格が決定することになります。</p>
価格の上限および下限	<p>価格の上限および下限は、弾力的な価格の期間のうち最初の3年間の価格が適用されます。</p> <p>価格の上限は国際予想価格の20ドル以上で設定され、毎年実質5%上昇します。価格の下限は15ドルとし、毎年実質4%上昇します。</p>

主要トピック

- 背景
- 本スキームの主な特徴についてのまとめ
- クイーンズランド州の開削鉱山の例
- 炭素税の影響
- 貴社にとって重要な次のステップ

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

宮川賢司（みやがわけんじ）

直通電話番号：+81 3 5561 6629

電子メール：

Kenji.Miyagawa@cliffordchance.com

Mark Pistilli（マーク・ピスティリ）

直通電話番号：+61 2 8922 8001

電子メール：

Mark.Pistilli@cliffordchance.com

Jason Mendens（ジェイソン・メンデンス）

直通電話番号：+61 2 8922 8022

電子メール：

Jason.Mendens@cliffordchance.com

Michael Lishman（マイケル・リシュマン）

直通電話番号：+61 8 9262 5502

電子メール：

Michael.Lishman@cliffordchance.com

Jon Carson（ジョン・カーソン）

直通電話番号：+61 8 9262 5510

電子メール：

Jon.Carson@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目17番7号

赤坂溜池タワー7階

www.cliffordchance.com

<p>ガス</p>	<p>この仕組みは、京都議定書に定められた 6 種類の温室効果ガスのうち 4 種類が対象となります（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素およびアルミニウム業界から排出されるペルフルオロカーボン）。</p>
<p>範囲</p>	<p>固定エネルギー業界、産業プロセス、非廃棄物、および漏洩排出物（閉鎖された炭鉱からのものは除きます。）と、本仕組みの開始時から広い対象範囲となります。</p>
<p>燃料の取扱いおよび輸送</p>	<p>液化石油燃料、液化石油ガス、液化天然ガスおよび圧縮天然ガスから成る輸送燃料はこの仕組みから除外されます。</p> <p>ただし、燃料税の控除または燃料税の変更に伴い、一部の事業輸送業者による排出および輸送をしない場合においても同等の炭素価格が適用されます。</p> <p>特定の燃料の使用は、燃料税制の下で同等の炭素価格を支払う代わりにこの仕組みを選択することができます。</p>
<p>国際的なマーケットへの接続</p>	<p>信頼性の高い国際的な炭素マーケットおよび排出権取引のスキームへの接続は、上述の弾力的な価格の期間から実施することができます。法的責任を有する事業者の少なくとも半分以上の法令遵守義務規定について国内の基準および信用度を満たしていなければなりません。</p>
<p>業務全体</p>	<p>25,000 トン CO₂-e 以上に相当する量を排出する設備を保有する事業者は直接的に炭素価格の対象となり、かかる業務を負担する事業者が当該設備について業務管理を行う当事者となる費用も伴います。</p> <p>業務全体となる事業者は、排出権の支払いを行うかまたはこれに相当する単位数の所有権を放棄します。業務全体となる事業者が単位の権利放棄を行わないかまたはその業務を果たすための数値が十分でなかった場合、不足額を支払わなければなりません。</p> <p>不足額を払うことを選択した当事者またはこれを支払わなければならない当事者は、上述の単位で手数料を支払います。</p> <p>合意により、炭素に関する業務を有効に承継させることを許可する目的の規定が導入される可能性があります。</p>
<p>「業務管理」とは</p>	<p>一般的に、設備からの排出に関する義務を負担する者は、かかる設備の「業務管理」を行う者となります。</p> <p>業務管理は一般的に以下の者が行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備に業務、環境、健康および安全に関する政策を導入しかつこれを実施する優れた能力を有する者。 ● クリーンエネルギー規制官事務局による業務管理を行うと宣言した者

<p>ジョイントベンチャー</p>	<p>カテゴリー1：「強制指定のジョイントベンチャー」</p> <p>「強制指定のジョイントベンチャー」は、設備がジョイントベンチャーにより運営されていますが、いずれの当事者もかかる設備の業務管理を行っていない場合に指定されます。かかる設備の排出に関する義務は、ジョイントベンチャーに対する各々の権利の割合に応じて分担されます。</p> <p>義務を直接的にジョイントベンチャーの参加者に適用することで、ジョイントベンチャーの参加者が保有する設備の排出量に関する売買契約に基づいた炭素価格でのパススルーが容易になります。</p> <p>カテゴリー2：「申告指定のジョイントベンチャー」</p> <p>「申告指定のジョイントベンチャー」とは、現在の管理者の同意により設備が運営者によりジョイントベンチャーのためのみに運営されている場合で、かつ、ジョイントベンチャーの参加者が排出に関する義務を任意で引き受けた場合において申告されるものをいいます。これにより、ジョイントベンチャーの参加者は、希望すればこれらの義務を直接引き受けることを許可することにより、設備からの排出義務を管理することが容易になります。</p>
-------------------	---

クイーンズランド州の開削鉱山の例

オーストラリアの開削鉱山の漏洩排出物は、以下の「みなし排出因数」の公式を定めた「2008 年温暖化およびエネルギーに関する政府報告」（第 3.20 節）に基づき計算することができます。

$$E_j = Q \times EF_j$$

すなわち、

- E_j = 同年に鉱山から石炭を採掘したことにより発生したメタンの漏洩排出物で、CO₂-eで計測されたもの
- Q = 同年に鉱山から採掘された切り込み炭の量で、トンで計測されたもの
- EF_j = メタンの排出因数で、鉱山から採掘された切り込み炭1トンあたりCO₂-eで計測されたもの

例えば、クイーンズランド州の開削鉱山は、この排出因数は切り込み炭 1 トンあたり 0.017 トン CO₂-e になります。

このみなし排出因数および23オーストラリアドルの初回の炭素価格は、切り込み炭1トンあたり合計で0.391オーストラリアドルとなります。

他州の排出因数は以下の通りです。

- ニューサウスウェールズ州の鉱山— 0.045
- ビクトリア州の鉱山 — 0.0007
- クイーンズランド州の鉱山 — 0.017
- 西オーストラリア州の鉱山— 0.017
- 南オーストラリア州の鉱山— 0.0007
- タスマニア州の鉱山— 0.014

炭素税の影響

<p>短期的な影響</p>	<p>オーストラリアの日本人投資家は、自身の投資が炭素税の課税に直接影響を受けるかどうか検討すべきです。</p> <p>これには、炭素税の残額分を支払う責任を判断するための契約上の取決めが存在するかどうかを調査することを含めるべきです。</p>
<p>長期的な影響</p>	<p>炭素税の実施により、日本によるオーストラリアへの投資チャンスがより高まる。というのは、カーボンキャプチャーの投資を含め、よりクリーンなエネルギー源および炭素排出の削減に対し市場からの支援および政府による資金供給が行われることで、オーストラリアはよりクリーンなエネルギー源の利用に移行していくためです。</p> <p>オーストラリアの制度が 2015 年 7 月 1 日から国際的な炭素市場および排出権取引スキームに接続されることを期待し、これもまた日本の当事者にとってチャンスとなります。</p>

貴社にとって重要な次のステップ

以上を前提にすると、下記 3 点が貴社にとって次の重要なステップとなります。

- 貴社のオーストラリアへの投資について、炭素税の影響を検討すること。
- 炭素税によってもたらされる投資チャンスを分析すること。
- 以上について弊事務所へお手伝いできることがございましたら、いつでもご相談ください。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.